

小平市議会定例会一般質問通告書

質問件名 滝山病院事件を踏まえ、生活保護受給者と精神科入院患者の人権擁護について問う

質問要旨 昨年2月、精神科、内科、人工透析、認知症介護を診療科目に掲げる八王子市内の滝山病院で、看護師による患者への暴行が明らかとなり、その後、同年6月までに同院の看護師ら5人が逮捕、書類送検され、7月までに略式起訴され有罪が確定しました。さらに同年8月には、のちに不起訴となったものの、所沢市の生活福祉課らの職員が、虚偽の文書を作成して市内男性を滝山病院に入院させたとして書類送検されました。滝山病院問題の原因を究明し、転院・退院を希望する入院患者の状況を改善することなどを求める「滝山病院問題を考える市民と議員の連絡会議(以下、連絡会議という)」が、厚生労働省が毎年6月30日を基準日として全国の精神科病院等の状況を調査し公表している精神保健福祉資料いわゆる630(ロクサンマル)調査(2021年度)をもとに調べた結果、滝山病院では入院患者のうち49%が生活保護受給者で、退院者のうち死亡して退院となる人の割合が64%と、都内精神科病院の平均5.9%と比べて大幅に多いことが明らかとなりました。また、連絡会議提供の資料によると、2021年6月時点で滝山病院には小平市の生活保護受給者2人も入院していました。

1. 昨年2月時点で、小平市の生活保護受給者で滝山病院に入院していた方の数、それらの方々がいつからどのような経緯で入院していたのか、またそれらの方々が退院されている場合は、退院に至った経緯をお教えてください。
2. 小平市の最新の生活保護受給者数と、そのうち入院している方の数、および精神科とそれ以外の内訳また現在精神科とそれ以外の入院患者の平均入院期間をお教えてください。
3. 現在、小平市の生活保護受給者で精神科に入院している方がいる場合、本人の同意に基づく任意入院精神保健指定医1人の診断と家族等の同意による医療保護入院、精神保健指定医2人の診断の結果が一致した場合に行政の権限で行う措置入院のそれぞれの人数をお教えてください。
4. 生活保護受給者で入院している方にケースワーカーはどのように状況確認していますか。特に精神科に入院している場合、本人と面談はできているのかお教えてください。
5. 生活保護受給者で精神科の医療を受けている人の数をお教えてください。また、それらの方々に対応するための精神保健福祉士の配置の必要性について、見解をお聞かせください。
6. 現在、生活保護受給者以外の市民で、滝山病院に入院している方がいれば、その人数と転院・退院の意向の確認状況をお教えてください。
7. 東京都は昨年5月中旬以降、東京精神保健福祉士協会に依頼し、生活保護受給者以外の滝山病院への入院患者と家族の意向調査を開始しましたが、昨年11月28日に連絡会議に対し、すでに5月ごろに退院を希望したけれどまだ病院に残る約25人の情報をその方々がもとに住んでいた市区町村に伝えて退院支援を任せ、今後退院支援の軸足は市区町村に移る、市区町村の社会福祉ネットワークで退院支援をやっていただく、と伝えました。生活保護受給者以外の滝山病院への入院患者への対応に関して、都から何らかの連絡はありましたか。

8. 日本の精神科医療は、医療保護入院という形での強制的な入院が多く、入院期間も31%が5年以上(2019年6月30日時点)と長く、保護室等への隔離(閉じ込め)や身体の拘束、電話・面会・外出の自由の制限が医師の判断で日常的に行われているなど、構造的な問題を抱えています。厚生労働省は、精神科病院で入院治療を受けている者で、家族等がいないなどの理由で市町村長が同意して医療保護入院となった人などを中心として、入院者の希望に応じて傾聴や相談、情報提供等を行う訪問支援員を都道府県が派遣する「入院者訪問支援事業」を始めています。市町村担当者は、入院者との面会時にリーフレット等を用いて事業を紹介する役割を担います。都に働きかけるなどして本事業を積極的に進めるべきと考えますが、市の見解をお聞かせください。

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

令和6年2月15日 小平市議会議長殿 小平市議会議員 氏名 水口 かずえ